

海外教育旅行の促進及びプログラムの付加価値向上事業

公募要領

○ 公募期間

令和8年6月 10 日(水)～令和8年7月 17 日(金) 12:00(必着)

○ 提出先

観光庁 参事官(旅行振興)「海外教育旅行の促進及びプログラムの付加価値向上事業」担当

hqt-kaigai-kyouikuryoko@gxb.mlit.go.jp

注:・電子メールの件名の冒頭に、必ず「**【提出】**」と付記してください。

・申請提出メールの受領後、観光庁 参事官(旅行振興)から3開庁日以内に受付番号を記載した、受領確認メールを送付します。

・受領確認メールが届かない場合は、受付番号が発行されておらず、審査の対象になっていない可能性がありますので、必ず観光庁 参事官(旅行振興):03-5253-8329 までお電話にてご連絡ください。

○ 問合せ先

観光庁 参事官(旅行振興)「海外教育旅行の促進及びプログラムの付加価値向上事業」担当

hqt-kaigai-kyouikuryoko@gxb.mlit.go.jp

注:・受領確認メールの照会を除き、原則電子メールによりお問合わせください。

・電子メールの件名の冒頭に、必ず「**【問合せ】**」と付記してください。

○ 本事業担当部局

観光庁 参事官(旅行振興)

令和8年6月

I. 事業概要

○ 背景

海外教育旅行には、将来を担う若者の海外への関心を高め、国際感覚の向上や国際間の相互理解、また将来のキャリア形成に繋がる教育的な意義があります。

特に教育的効果の高い海外教育旅行は、若者の海外への関心を高め、将来的な海外志向、ひいては中長期的なアウトバウンドの増加にも寄与します。そのためには、旅行業者と教育関係者等の連携により付加価値の高い教育旅行プログラムを開発し、普及させることが重要です。こうしたプログラムは参加する生徒・学生には、国際的課題に対する探究心や行動力を育み、将来の進路選択にも有益となることが考えられます。海外教育旅行の実施を考える学校には、生徒・学生や教員等の国際相互交流を通じた教育内容や地域の国際化に寄与します。旅行業者には、開発プログラムに基づく海外教育旅行の実施や商品化による横展開が求められます。

○ 事業内容

・本事業では、旅行業者と学校が連携して行う、教育的に付加価値の高い海外教育旅行プログラムの企画を募集します。

・有識者等により構成する選定委員会において審査を行い、応募された企画の中から、優れたものを選定します。

選定された企画については、事務局が派遣する有識者によるアドバイス、現地視察等を通じて、高付加価値なプログラムとして開発していただきます。

・開発したプログラムについては成果を発表するシンポジウムを開催し、有識者や政府観光局の協力も得て、関係者間の連携促進を行います。また、プログラム事例集の作成、専用Web ページへの掲載等により、質の高い海外教育プログラムの普及・啓発活動を実施します。

※本事業における「海外教育旅行」

海外の国・地域への修学旅行、研修旅行、語学等の研修や国際交流等のために、海外の国・地域の学校や語学研修所等において学習したり、交流事業等に参加したりすることを目的とする3か月未満の旅行を指すこととします。

【申請に当たり必ずお読みください】（詳しくは、14頁（V.留意点）を参照してください。）

- 本公募要領は、海外教育旅行プログラム開発を行う事業実施者を募集するものです。
- 本事業は、観光庁の事業の一環として行うものであり、プログラム開発に要する対象経費を国費により負担するものです。
- 選定されたプログラムは、1プログラム当たり2回までの有識者によるアドバイザー派遣によるアドバイス(原則オンライン)も踏まえ進めていただきます。
- プログラムの選定においては、書面審査を基本とし、必要に応じてヒアリング(遠隔によるものを含む。)を行います。
- 選定されたプログラム開発の進捗・執行管理は、事業実施者のうち代表となる主体(旅行業者)が実施し、事務局の担当者と旅行業者の連絡調整を踏まえて実施することとします。
事務局とプログラム開発者は月1回の頻度で進捗会議を行うこととします。
- プログラム開発によって得られた知見等については、事業終了後に事業報告書・プログラム事例集として取りまとめることにより、学校関係者や旅行業者へ広く横展開を行います。
プログラム開発を行った商品は事業終了後も継続して造成・展開を行うことが期待されています。なお、事業終了後も開発したプログラムについてのヒアリング等を実施することがありますので、ご注意ください。

【令和8年度事業 スケジュール予定(※)】

- ① プログラムの公募・選定
 - ・公募:6月10日(水)～7月17日(金)
 - ・選定:8月上旬～中旬
- ② プログラム開発の実施
 - ・開発会議・現地視察:9月～12月
 - ・アドバイザー派遣(原則オンラインにて実施):9月～1月
- ③ プログラム開発後の経費精算
 - ・経費関係書類の提出:1月～2月
 - ・精算額の確定:2月～3月上旬
- ④ プログラム開発成果の普及啓発
 - ・プログラム事例集の作成協力:12月下旬～2月上旬
 - ・シンポジウムでの成果報告:3月下旬

※本スケジュールは現時点の予定であり、今後の進捗により変更となる場合があります。

Ⅱ. 募集内容等

1. 申請条件

事業実施者の対象となる申請者は、旅行業登録を受けている事業者です。(旅行業登録のある事業者であれば留学事業者等も問いません)

申請者は学校(中学校・高等学校・高等専門学校・高等専修学校)と連携し、本事業に取り組むこととします。

必要に応じて、旅行者以外の事業者を加えた複数事業者による連携体制の構築も可能としております。

2. 募集するプログラム

募集するプログラムは、次の全ての条件を満たすものとします。

(1) 学校(中学校・高等学校・高等専門学校・高等専修学校)のニーズや教育方針を踏まえ、生徒・学生の自己探究心を磨き、目的地における自然・文化・歴史・産業等の本質を踏まえながら、海外教育旅行の実施校及び参加者の増加、国内から海外への方面及び現地活動の検討や教育的な効果の増進に資する高付加価値な体験等のコンテンツの造成・提供を行い、継続して実施可能かつ商品化し横展開が可能な内容としてください。

(2) 事前学習・事後学習向けの要素を取り入れてください。

(3) 現地視察等の渡航に当たっては、「旅行業界のための旅行安全マネジメントのすすめ」に従う等、安全な海外教育旅行の運営を徹底してください。企画提案にあたっては、上述の(1)を通し、生徒・学生及び引率教員の渡航中における安全・衛生を担保する具体的な内容や方策を、関係者と協議のうえ提案してください。

※観光庁ホームページ

「旅行業界のための旅行安全マネジメントのすすめ」2024年6月改定

https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_00010.html

(4) 本事業において過去にプログラム開発実績があるテーマや内容との重複若しくは類似を避け、従来の海外教育旅行には見られない新規性のあるテーマ・履修内容若しくは渡航先における活動を伴う、日本発着の(特に地方空港発着の国際便利用を伴う)プログラムを開発してください。

(5) 開発に伴う現地視察にはやむを得ない場合を除き、学校担当者1名以上は参加してください。

(6) 本事業において開発するプログラムについては、事業終了後速やかに実際の海外教育旅行として実施することを前提とした内容としてください。

3. プログラム開発の実施に付随する業務

選定されたプログラム開発者は、プログラム開発の実施に付随し、次の業務にも取り組むこととします。

(1) 事業の進捗状況等の報告

選定されたプログラム開発の進捗・執行管理は、基本的に、事業実施者のうち代表となる主体（旅行者）が実施し、事務局がプログラム開発のサポートを行います。このため、「2. 募集するプログラム」及び「3. プログラム開発の実施に付随する業務」（以下「プログラム開発等」という。）の期間中は、月に1度、主にオンラインにて進捗会議を事務局と行っていただきます。

(2) 事業実施報告書・プログラム事例集の作成協力

事務局が作成する事業実施報告書及びプログラム事例集の作成に協力していただきます。当該報告書では、開発プログラムの内容のほか、具体的な対象年齢（学年等）、概算費用、催行人数等を取りまとめることとします。詳細については、事務局と調整していただきます。

(3) シンポジウムへの参加・成果発表

プログラムの完了後、事務局が開催するシンポジウムにおいて、成果発表を実施していただきます。

概要：開発したプログラムについての成果報告を行うとともに、有識者等による講評や討議を内容とするシンポジウムを開催し、学校等関係者、旅行事業者等に向け広く発信することにより、海外教育旅行実施校の増加を促進します。

開催時期：令和9年3月予定

参加人数：300名程度

実施方法：リアル開催及びオンライン配信とのハイブリッド形式を想定

※配信にあたっては、事務局が指定する配信サービスにて実施します。

※出席に伴う交通費は申請者負担となります。

(4) プログラム開発に関連する情報整理・発信

プログラム開発期間中、若しくは終了後において、造成するコンテンツの内容や費用等を記載した資料を作成していただきます。

4. 応募申請書の記載

申請に当たっては、「2. 募集するプログラム」に掲げた条件が満たされるよう、別紙様式等に沿って必要事項を記載し、事業を提案してください。

なお、選定過程及び選定後において、有識者によるアドバイスにより、実際のプログラムの内容を申請内容から変更していただくことがあります。

(1) 様式1 事業概要説明書

プログラム名、全体のサマリー、実施体制、事業概要、プログラムの内容、行程及び開発・販売計画について、様式に沿って記載してください。

プログラム開発計画等について、「2. 募集するプログラム」に掲げた条件が満たされるかが明確となるよう記載してください。

記載された内容は、事業実施者の選定において使用します。審査項目等については、「Ⅲ. 事業実施者の選定」を参照してください。

なお、画像・図表を掲載する場合は、公表される可能性がありますことご承知おきください。申請事業者や当該団体の代表者等の自署・押印は不要です。

(2) 様式2 必要経費の内訳

プログラム開発に係る経費について記載してください。

対象とする経費について、詳しくは、「6. 対象経費」を参照してください。

記載された内容は、「様式1」と同様に事業実施者の選定において使用します。審査項目等については、「Ⅲ. 事業実施者の選定」を参照してください。

5. 応募申請書の記載に当たってのポイント

(1) 企画の概要

- ・実施地域
- ・学校における課題
- ・プログラムの目的と概要
- ・プログラムで予定している訪問先(施設・受入先)と活動を通して期待される効果
- ・開発プログラムの対象学年
- ・プログラムの実施先として今回の渡航先を選んだ理由
- ・事前・事後学習の実施内容
- ・視察行程(訪問先や現地活動内容等を含む)
- ・参加者1人当たり所要経費(内訳含む)、想定参加人数
- ・開発体制、スケジュール、安全対策及び次年度以降の販売計画(年間販売想定等)

(2) アドバイザー派遣について

本事業では、有識者による事業内容等のアドバイスを通じたプログラム内容の磨き上げを行います。このため、次の点に留意の上、申請してください。

① アドバイスとは

プログラム開発の過程で、次年度以降に事業者が学校との連携により海外教育旅行を実施し、横展開させることを念頭に、事業体制の整備・計画からの具体的な実施内容等に関し

て、有識者が事業実施者に対し改善指導やサポートを行うものです。プログラム開発は、有識者のアドバイスを参考に進めていただきます。

アドバイスを通し得られた知見等は、事業で構築されたスキームをプログラム開発終了後も継続的に活用し、更なる普及を目指して広く横展開を行うものとします。

② アドバイスの分野

修学旅行、学校経営、海外留学、プロモーション、コンテンツ造成等の各分野に長けた有識者を、選定されたプログラムの内容等に応じ適宜派遣します。

(3) 本事業の申請対象外となるケースについて

本事業においては、事業の持続性を重視することから、有識者のアドバイスを通し、事業者が自ら事業を継続及び拡大することを前提としています。継続性がないもの、販売の目処が立たない等又は他プログラムへの横展開への寄与度が低いと考えられる取組については、本事業の選定対象とはしません。

(4) 外的要因による影響に考慮したプログラムの策定について

感染症流行、災害、事故や政情不安等の外的要因による影響により、選定後、当初の計画どおりにプログラム開発を実施できない場合があります。

その場合、プログラム開発におけるコンセプトを維持しつつ、可能な限り他国や他の方面で同様の内容が実施できるか、旅行業者は、学校関係者等との連携体制を事務局やアドバイザーを務める有識者とも協議のうえ、プログラムの一部見直しを検討してください。

(5) 申請前の各種調整等について

旅行業者は、申請前に連携先とする学校や関連事業者との間で、申請内容の連携事項についてあらかじめ調整を行うようにしてください。

調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行うこと、ヒアリングで虚偽の発言をした場合には、選定後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。

各国・地域政府観光局等の観光関連機関、関係省庁その他の事業者等と連携して事業を進める場合は、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。

6. 対象経費

本事業における経費は、海外教育旅行プログラム開発に関する経費です。国費での支出となりますため、以下の規定を熟読の上、必要経費の申請を行ってください。

(1) プログラム開発において対象とする経費

本事業の対象となる経費は、「1. 申請条件」及び「2. 募集するプログラム」の要件を満たし、海外教育旅行プログラムの開発促進に寄与する事業活動に必要な経費であって、適切かつ効率的に計上されているものとします。

なお、経費の計上期間は、後述「7. プログラム開発の経費計上期間(実施期間)」内に限りません。

- ① 調査経費(教育プログラムの本質的な体験や貢献に対する生徒・学生、学校のニーズ・満足度調査、現地の観光資源、教育機関に係る調査経費等)
- ② 海外教育プログラムの企画開発等に係る経費
- ③ 教育プログラムの情報提供等に係る経費
- ④ 教材開発に関する費用
- ⑤ その他、観光庁が本事業の目的を達成するために必要と認める経費

| 対象経費の区分 | | 概要 |
|---|------------|---|
| I. プ ロ グ ラ ム の 開 発 の 費 用 | i. 人件費 | 本事業を行うために必要な人件費(※1) (例: プログラム開発の企画・関係先との調整、報告書等の作成) ただし、本事業におけるプログラム開発に要する経費に限る。 |
| | ii. 旅費 | プログラム開発を行うために必要な出張等に係る経費(※2)。 (例: 航空券代、鉄道・バス運賃、船代、レンタカー、宿泊代、入域料、視察時にかかる保険料等) |
| | iii. 謝金 | プログラム開発を行うために必要な謝金 (例: 会議等に出席した外部有識者等に対する謝金)。 事業実施者の謝金規程等に基づき計上すること。ただし国の支払基準(※3)を超えないこと。 |
| | iv. 借料及び損料 | プログラム開発を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費 |
| | v. 消耗品費 | プログラム開発を行うために必要な消耗品 (例: 紙、封筒、ファイル、文具用品類)の購入に要する経費 ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。 |
| | vi. その他諸経費 | プログラム開発を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用されることが特定・確認できるものであって、i. ~ v. のいずれの区分にも属さないもの。 例: 通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等) |

| | |
|---------|--|
| | 振込等手数料 翻訳通訳、速記費用 印刷費 |
| Ⅱ. 再委託費 | 事務局との取決めにおいて、事業実施者がプログラム開発等の一部を当該事業者以外に行わせるために必要な経費。 |

(※1)・人件費については、事務局が過大と判断した場合には、従事する業務の内容や単価等について、ヒアリング(後述Ⅲ3.)において詳細に確認を実施する。

(※2)・事業実施のために必要な出張に係る交通費等(消費税込み)は、事業実施者の内規等に基づき支出すること。なお、検収時に事業実施者の旅費規程等を確認することがある。
・事業計画に照らし、用務先、単価、回数、人数が妥当か精査すること。
・航空機を使用する場合には、証拠書類として領収書及び搭乗半券(または搭乗証明書)を整理保存すること。

(※3)・国の支出基準(謝金の標準支払基準 平成21年7月1日各府省庁申合せ/令和8年3月6日一部改定)に準じた金額のみ、対象とする。

(2) プログラム開発において対象外となる費用

次の経費が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

- ① 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ② 本事業が国の調査事業であることを考慮せず、営利を目的とした活動に係る経費
- ③ コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)、出資金
- ④ 申請者における経常的な経費(本事業におけるプログラム開発に直接関わりのない人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等)
- ⑤ プログラム開発の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等(例: 机、椅子、書棚等の什器類、事務機器)
- ⑥ 親睦会等開催・参加に係る経費
- ⑦ 現地視察先や関係先等に対する贈答品等の購入費
- ⑧ 国の支出基準を大幅に上回る謝金費用
- ⑨ 本事業の応募に要した費用
- ⑩ 広告宣伝費
- ⑪ 本事業の成果物が観光庁以外の財産となる経費
- ⑫ 単純な観光プロモーションのみを目的とした動画等の制作に係る経費
- ⑬ その他プログラム開発と無関係と思われる経費

(3) プログラム開発の対象となる経費の規模(国費による部分)

プログラム開発の実施において、採択されたプログラムに対する開発にかかる調査費については、基本的には上限額 100 万円とします。ただし、欧州・北米等、航続距離が長い国・

地域(8000km以上が目安)を渡航先とするプログラムについては、上限 150 万円とします。

ただし、選定件数の多寡や、選定過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整する場合があります。

(4) プログラム開発の委託に関する事項

プログラム開発に選定され、開発の一部を事業実施者以外の者に委託する場合には、申請の際に「様式2」にご記入ください。

また、事業の主たる部分(企画、取りまとめ等)の委託はできません。

(5) プログラム開発の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業中及び事業完了後に観光庁及び事務局が精査し、事業完了後に事業実施者(複数の事業者が連携してプログラム開発を行う場合は、代表となる主体)へ支出する精算払いとなります。なお、金融機関に支払うべき手数料、利子等が発生した場合は、プログラム開発実施者が負担するものとします。

7. プログラム開発の経費計上期間(実施期間)

(1) プログラム開発の経費計上期間(契約開始～令和9年1月31日)

原則として、観光庁及び有識者により構成される選定委員会によって事業選定が決定した後、事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和9年1月31日までを対象とします。プログラム開発の終了後、事業実施報告書の作成・プログラム集の作成協力、プログラム開発終了後に開催を予定しているシンポジウムにおいて、プログラム開発の成果を報告する場合があることに鑑み、**プログラム開発の現地視察・調査は、令和8年12月までに終了してください。プログラム完成へ向けた磨き上げは令和9年1月31日までに終了してください。**

ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事務局が認めた場合は、この限りではありませんが、計画を策定する段階で、当該期間外にプログラム開発を行うことは前提としないよう、留意してください。

(2) プログラム開発に付随する業務の経費計上期間(契約開始～令和9年2月28日)

プログラム開発の開始前に作成していただく事業計画書の作成に要する人件費等の経費も、事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点のものからを対象とします。

また、プログラム開発の終了後の事業実施報告書の作成等の扱いについての詳細は、選定後に事業実施者へ別途連絡します。

Ⅲ. 事業実施者の選定

1. 選定方法

事業実施者の選定に当たっては、「2. 選定基準」に従って、申請期限までに申請があった提案の中から有識者により構成される選定委員会において選定を行い、8月中に選定結果を公表する予定です。

2. 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。

必要に応じて、ヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施します。ヒアリング対象となった申請については、観光庁又は事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

(1) 形式審査

- 申請主体が、「Ⅱ. 募集内容等」の「1. 申請条件」に掲げる条件を満たしていること。
- 申請活動が、「Ⅱ. 募集内容等」の「2. 募集するプログラム開発」に掲げる要件を満たしていること。

(2) 内容審査

申請内容に対し、次の各項目について審査します。

<審査における必須項目>

| | |
|---------------|---|
| ① 本事業への理解度 | <p>【審査項目】</p> <p>(ア) 本事業の目的を正確に理解しているか。</p> <p>(イ) 旅行業者、学校、その他事業者等体制や役割が明確となっているか。</p> |
| ② 学校課題に対する理解度 | <p>【審査項目】</p> <p>(ア) 学校側のニーズや現在抱えている課題を把握し、それを踏まえたプログラムの提案となっているか。また、課題の解決策について、多面的な視点から模索した内容となっているか。</p> <p>(イ) 学校側が期待する教育が見込まれる提案となっているか。</p> |
| ③ プログラムの独創性等 | <p>【審査項目】</p> <p>(ア) 生徒・学生の主体的な学習や行動を促すプログラム構成(事前学習や事後学習等も含む)となっているか。</p> <p>(イ) 本プログラムを通じて、生徒・学生が進路やキャリア、社会との関わり方等について、具体的な将来像を主体的に描くことができる内容となっているか。</p> <p>また、そのための現地との交流や実践的な学習機会の提供、振り返り・言語化等を通じて、学びを深化・定着するための仕組みが効果的に設計されているか。</p> <p>(ウ) 本プログラムの体験を契機として、生徒・学生が当該渡航先や海外への関心を深め、将来的に再び同じ国や、他の海外を訪れたいという志向を</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>形成する内容となっているか。</p> <p>(エ) 独自のテーマや取組を含む等、プログラム全体として独創性のある提案となっているか。</p> <p>(オ) プログラムにおける取組内容を実施する上で、渡航先の選定は妥当なものとなっているか。</p> |
| <p>④ 事業遂行の 確実性</p> | <p>【審査項目】</p> <p>(ア) プログラム開発等の実施体制について、事業の目的及び円滑な事業計画の遂行に必要な組織・人員等を備えていること。</p> <p>(イ) 事業期間内において、事業を適切に進めるスケジュールになっているか。また、必要経費の上限額内において、取組内容に応じた適切・有効な経費支出を試みているか。</p> <p>(ウ) プログラム開発終了後、事業者自らによる事業の継続及び拡大を見据えた実施体制となっているか。</p> <p>(エ) 事業内容及び期待される教育的効果に対して、発生する経費が適切であり、費用対効果の高い事業計画となっているか。</p> |

※過年度事業にて採択、開発されたプログラムの渡航先や内容もよく確認すること。

3. ヒアリングの実施等

選定に当たり、必要に応じて、申請内容についてヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。いずれの場合も、事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

4. 選定結果の公表

選定結果については、事務局から、選定事業者に対して通知するとともに、観光庁のウェブサイトにて選定事業者名・事業名について公表します。

また、選定結果に関する個別のお問い合わせには、お答えできかねます。

IV. プログラム開発の申請・手続きに関する質問

1. プログラム開発の申請方法

【申請書類の提出方法】

提出物については、電子メールによる提出のみとします。

紙媒体や CD-ROM 等の電子媒体を、郵送・持込み等の方法で提出することはできません。

【提出物】

下表の様式・ファイル形式に沿い、指定の形式を電子メールに添付し、提出してください。

以下の様式は、観光庁ウェブサイトの本公募ページからダウンロードできます。

| 提出物 | 様式 | ファイル形式 |
|---------------|--------------|----------------------------------|
| PowerPoint 形式 | 様式1: 事業概要説明書 | PowerPoint 形式で作成・提出 |
| Word 形式 | 様式2: 必要経費の内訳 | Word 形式で作成・提出 また、様式1内にも貼り付けする |

(注意点)

- 各様式は、日本産業規格 A 列4版(A4)及び日本語で作成してください。
- 団体の定款、パンフレット等の参考資料がある場合、事業概要説明書に続けてまとめるようにし、電子メールへの添付は避けてください。
- 提出する電子データは、ファイル容量が 10MB 以内となるようにしてください。
- 提出する電子データの電子メールへの添付に代え、大容量送受信ツール等を使用することは、原則としてできません。やむを得ずファイル容量が 10MB を超える場合は、以下の【提出先】へ、件名の冒頭に「【問合せ】」と付記し、電子メールにより事務局へご相談ください。
- 当該電子データには、ウイルスチェックを実施してください。

【提出先】

観光庁 参事官(旅行振興)「海外教育旅行の促進及びプログラムの付加価値向上事業」担当
hqt-kaigai-kyouikuryoko@gxb.mlit.go.jp

注: 電子メールの件名の冒頭に、必ず「【提出】」と付記してください。

【申請期限】

令和8年7月17日(金) 12:00(必着)

注: 本期限までに事務局が受領したものを有効として取り扱います。

一度提出したものを差し替える場合も、本期限までに再提出してください。

【申請後の連絡】

- 申請提出メールの受領後、観光庁参事官(旅行振興)から3開庁日以内に受付番号を記載した、受領確認メールを送付します。

- 受領確認メールが届かない場合は、受付番号が発行されておらず、審査の対象になっていない可能性がありますので、必ず観光庁 参事官(旅行振興):03-5253-8329 までお電話にてご連絡ください。
- 提出不備等の場合や追加資料提出等の対応を求める場合、事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。
- ヒアリング(遠隔によるものを含む。)対象となった申請については、事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

2. 公募・申請手続きに関する質問

【質問方法】

電子メールによりお問合わせください。

事務局への訪問や電話による質問等はお断りさせていただきます。

【宛先】

観光庁 参事官(旅行振興)「海外教育旅行の促進及びプログラムの付加価値向上事業」担当

hqt-kaigai-kyouikuryoko@gxb.mlit.go.jp

注:電子メールの件名の冒頭に、必ず「**【問合せ】**」と付記してください。

【質問後の連絡】

- 電子メールの受信後、本事業担当より回答のメールを送付します。

V. 留意点

本事業におけるプログラム開発の目的は、プログラム開発によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うこととしています。国によるこの調査に要する経費を、国費により負担します。

このことに鑑み、申請に当たっては以下の点についても留意してください。

1. 申請内容等について

- (1) プログラム開発の内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (2) プログラム開発の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載しないこと。
- (3) 本事業におけるプログラム開発は、有識者による事業内容等の助言、改善提案等を取り入れつつ進めていただきます。このため、選定後において、プログラム開発の内容について事務局との協議の上で申請内容から変更していただく場合があります。
- (4) 選定においては、書面審査に加え、必要に応じて、ヒアリング(遠隔によるものを含む。)を併せて行います。申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。
- (5) 選定に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をする等した場合は、本申請を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の一部又は全額が支払われないことがあります。
- (6) 選定された旅行業者は事務局と業務委託契約を交わしていただきます。詳細については選定後に事務局より連絡致します。
- (7) 提出された企画書は事務局で適切に管理し返却は致しません。

2. プログラム実施に際して

(1) 実施体制

- ・プログラム実施に当たっては、生徒・学生が主体的に参加できる内容であるとともに、事前学習及び事後学習を含む学校のニーズを的確に反映したものとすること。
- ・プログラムの販売に際しては、関係者の役割が明確になるようにし、継続的な取組体制が構築できるよう留意すること。

(2) 安全配慮

- ・生徒・学生並びに教職員の安全に配慮し、緊急時の対応体制を確実に構築すること。
- ・危険が予見される場合は事務局に相談し中止・方面変更等の適切なリスクヘッジを行うこと。
- ・個人や少人数を対象としたプログラムの場合、講師等の人選に配慮すること。
- ・「旅行業界のための旅行安全マネジメントのすすめ」に従う等、安全な海外教育旅行の運営を徹底すること。

※観光庁ホームページ

「旅行業界のための旅行安全マネジメントのすすめ」2024年6月改定

https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_00010.html

(3) 事業の継続性

教育プログラムの造成については、一過性で終わることなく継続性をもって計画すること。

3. **開発期間中について**

選定されたプログラム開発の進捗管理は、基本的に事業実施者のうち代表となる旅行会社が実施し、事務局がサポートを行います。

- (1) プログラム開発の選定を受けた者は、選定通知を受けた後、当該プログラム開発の内容を変更する場合、又はプログラム開発を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に事務局の承認を得なければならないこととします。ただし、事務局からの事実関係の確認やアドバイスに応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。

4. **事業完了後について**

- (1) 事業実施者には、事業完了後1週間以内に次の書類を提出していただきます。

(書類の様式及び提出先は、事業実施者に対し別途指定します。)

- 様式3: 完了報告書
- 様式4: 精算報告書
- 様式5: 経費内訳報告書

- (2) 事業完了後には、得られた知見等について他事業へ広く横展開を行うため、海外教育旅行拡大に向けた取組の参考となるよう、国等により、当該事業の成果(「4.(1)」において提出された報告書を含む。)やアドバイス内容を公表する予定です。また、各事業実施者においても、プログラム開発終了後に開催を予定しているシンポジウムにおいて、進捗状況や取組内容、成果を報告していただく等、当該事業の成果を対外的に情報発信していただくことを条件とします。

- (3) プログラム開発終了後には、本事業におけるプログラム開発で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、自ら海外教育プログラム需要の創出を目指すことを求めます。このため、プログラム開発終了後においても、事業の進捗について継続して調査する予定のため、観光庁が必要と判断した場合、関係する報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。

- (4) 開発したプログラムについては、事業終了後、速やかに実際の海外教育旅行として実施する

ことが望まれます。事業完了後、当該旅行の実施状況について、観光庁または事務局が確認することがあり、実施に至っていない場合はその理由及び今後の対応方針について、書面により説明を求めることがあります。

5. 事業経費・精算について

- (1) 申請時においては明確な成果目標を示していただき、その達成状況及び「4. (1)」における報告書の内容によっては、一部又は全部の経費を国が支払わない場合があります。また、事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様です。
- (2) 経費計上の対象期間は、原則として、観光庁及び有識者により構成される選定委員会によって事業選定が決定した後、事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和9年2月28日までの期間とします(ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とすると観光庁及び事務局が判断した場合は、この限りではありませんが、申請において計画を策定する段階で、当該期間外もプログラム開発を行うことは前提としないよう留意してください。)。このため、申請に要する経費等は、プログラム開発の選定前に発生する経費であり、対象とはなりません。
- (3) 事業内で新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースによる対応としてください。
- (4) 既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、プログラム開発の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。
- (5) 事業実施者は、プログラム開発等に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等)を整理し、事業終了後1年間保存しなければなりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。
- (6) 選定を受けた事業実施者は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や選定された事業を遂行する等の義務が生じます。
- (7) 取組に係る経費は、証拠書類の写しを提出していただき、対象経費であるかを観光庁及び事務局が精査し、額が確定したのち、精算払いとなります。

6. メディア等からの問合せ等について

メディア等からプログラム開発について問合せや取材があった場合、必ず、遅滞なく事務局に連絡をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送等される等の場合には、事務局にその内容を報告してください。また、その報告の内容を事業実施報告書に含めていただく場合があります。

7. その他

- (1) プログラム開発の PR 映像撮影、報道機関への発信、イベントや広報活動等、協力依頼を行う可能性があり、依頼を受けた際には協力していただく場合があります。
- (2) 申請については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (3) プログラム開発の成果物(「Ⅱ. 募集内容等」の「3. プログラム開発の実施に付随する業務」で作成された事業実施報告書等の資料を指す。以下同じ。)の帰属事項については、以下のとおりとします。
 - ① 成果物に関する著作権※、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)等一切の権利は観光庁に帰属するものとする。
 - ② 成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
 - ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
 - ④ 事業実施者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。

※ 著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権、公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」

- (4) プログラム開発を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法及び「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。
 - ① 提供された情報、プログラム開発実施において知り得た情報については、事業実施期間中及び事業終了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しない。
 - ② 提供を受けた情報及びプログラム開発実施において知り得た情報のうち、機密性2(情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報)以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理し、観光庁及び事務局と協議の上、令和9年3月31日以降速やかに全て消去します。

(5) 秘密の保持

観光庁は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律66号)に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。